

2024 年 7 月

シンガポール国際仲裁センター(SIAC)の最新状況

弁護士 土門 駿介 / 弁護士 佐藤 誠高 / 弁護士 佐藤 龍

Contents

- I. はじめに
- II. SIAC の最新状況について
 - 1. 事件数・利用者・事件の種類等
 - 2. 各制度の利用状況について
 - 3. 仲裁人の選任に関する状況
- III. おわりに

I. はじめに

シンガポール国際仲裁センター(SIAC)は、1991 年に設立された比較的新しい仲裁機関でありながら、アジアを代表する国際仲裁機関の一つとしての地位を確立しています。本ニュースレターでは、SIAC が 2024 年 4 月 29 日に公表した Annual Report (2023)(以下「本レポート」といいます。)を踏まえて、SIAC の最新の動向について比較的重要性の高いと考えられる統計を概括的に紹介いたします。

II. SIAC の最新状況について

1. 事件数・利用者・事件の種類等

本レポートによると、2023 年において SIAC が新規に取り扱った仲裁事件の総数は 663 件となっています。これは 2022 年及び 2021 年における新規事件の件数(それぞれ、357 件及び 469 件)と比較すると、例年よりも多くの案件を取り扱っているといえます。また、新規事件の係争額の総額は 119 億 USD とされています。なお、新規事件のうち、614 件(約 93%)が国際的な性質を有する事件とされています。

2023 年に、SIAC を利用したシンガポール以外の国の当事者の数は、多い順に以下のとおりです¹。

- (i) 香港:1436
- (ii) メインランドチャイナ:851
- (iii) インド:160
- (iv) 米国:123
- (v) アラブ首長国連邦:59
- (vi) マレーシア:43
- (vii) インドネシア:42
- (viii) 韓国:37

日本の当事者の数は、申立人 10 及び被申立人 6 の合計 16 当事者です²。

これらの統計は、SIAC が特にアジアの当事者を中心に広く利用されていることを示しています。

また、新規事件の類型については、315 件(47%)が貿易(Trade)に関連する事件、91 件(14%)が商事(Commercial)に関連する事件、85 件(13%)が海事・海運(Maritime/Shipping)に関連する事件、59 件(9%)がコーポレート(Corporate)に関連する事件、50 件(8%)が建設・エンジニアリング(Construction/Engineering)に関連する事件となっています。

取扱い事件の契約準拠法(governing law)については、日本を含む 27 の法域の法律が適用されました。最も多くの事件に適用されたのはシンガポール法で、全体の 64.6%を占めており、英国法が次に多く、20.7%の事件に適用されました。

2. 各制度の利用状況について

(i) 迅速仲裁手続(Expedited Procedure)

迅速仲裁手続(Expedited Procedure)とは、係争金額が低廉である等の所定の要件を満たす場合に、単独仲裁人による審理が原則となる手続であり、通常の仲裁手続と比較して、より早期の解決を志向した手続となります(SIAC2016 年規則 5 条)。現行の SIAC 規則が定める迅速仲裁手続においては、仲裁廷の構成から原則として 6 か月以内に仲裁判断が下されることがとされています(SIAC2016 年規則 5.2 条 d)。この制度の利用につき、2023 年には当事者から 94 件の申立てがなされ、うち 41 件が認められました。

(ii) 緊急仲裁(Emergency Arbitration)

緊急仲裁(Emergency Arbitration)とは、仲裁廷構成前に、緊急仲裁人が暫定的な救済の申立てを審理する手続であり、現行の SIAC 規則上、緊急仲裁人の選任から 14 日以内に判断を下すこととされています(SIAC2016 年規則 Schedule 1, paragraph 9)。この制度の利用につき、2023 年には当事者から 11 件の申立てがなされ、その全てにおいて緊急仲裁制度の利用が認められています。なお、緊急仲裁はその制度が創設された 2010 年より 152 件の申立てがなされ、その全てにおいて緊急仲裁制度の利用が認められています。

(iii) 早期却下(Early Dismissal)

¹ 親会社が当該法域の法人であり、かつ、当該法域以外の法域で設立された子会社の数も含まれます。

² 親会社が日本法人であり、かつ、日本以外の法域で設立された子会社の数も含まれます。

早期却下(Early Dismissal)とは、仲裁廷が請求や抗弁に明らかに理由がないと認める場合等に、当該請求や抗弁を早期に却下することを認める手続です(SIAC2016 年規則 29 条)。早期却下の申立てにつき、審理することが認められた場合、申立てから原則として 60 日以内に早期却下についての判断が下されることになります(SIAC2016 年規則 29.4 条)。早期却下の申立てにつき、2023 年には当事者から 9 件の申立てがなされ、うち 3 件について、早期却下の審理をすることが認められました。早期却下の審理が認められた 3 件のうち、1 件については申立てが認められ、1 件については申立てが認められず、1 件は申立てが撤回されました。

(iv) 仲裁手続の併合と手続参加(Consolidation and Joinder)

仲裁手続の併合(Consolidation)とは、複数の仲裁手続を単一の仲裁手続へと併合する手続です。2023 年には当事者から 64 件(うち 58 件が仲裁廷が構成される前に、6 件が仲裁廷が構成された後にそれぞれ)申し立てられ、2023 年 12 月 31 日時点で、合計 40 件につき手続の併合が認められました。

また、手続参加(Joinder)とは、既に係属している仲裁手続に別の当事者を追加する手続です。2023 年には 9 件(うち 5 件が仲裁廷の構成の前に、4 件が仲裁廷が構成された後)の手続参加が申し立てられ、2023 年 12 月 31 日時点で 4 件が認められました。

3. 仲裁人の選任に関する状況

2023 年において、選任された仲裁人の総数は 359 名であり、うち 124 名がシンガポール国籍の仲裁人(うち 43 名が SIAC より選任、65 名が当事者より選任、16 名が共同仲裁人により選任)、288 人³がシンガポール以外の国籍の仲裁人(うち 146 名が SIAC より選任、103 名が当事者より選任、39 名が共同仲裁人により選任)となっています。

なお、SIAC が選任した仲裁人の国籍は、日本を含む 30 か国から構成されています。また、SIAC より選任された 164 名の仲裁人のうち、60 名(約 37%)が女性であったとされています。

仲裁人に対する忌避の申立てについては、5 件の忌避が申し立てられ、このうち 1 件は認められ、4 件は認められませんでした。

III. おわりに

本レポートでは、2023 年における SIAC の取扱事件数の増加が特に目を引く点であると思われます。また、上記 II.2 において紹介した各制度は、手続の効率化や迅速化の観点から近年注目を集めているところ、2023 年においても利用実績が積み重ねられたといえます。

各種契約書において SIAC を仲裁機関とする旨の仲裁条項を合意している企業においては、SIAC における実務の最新の動向を把握することは有用であると考えられ、本ニュースレターが皆様のご参考になれば幸いです。

以上

³ なお、シンガポール国籍の仲裁人の数(124 人)と合算すると、選任された仲裁人の総数(359 人)を超えることになりますが、これは、複数の国籍を有する仲裁人については、それぞれの国籍について算入する手法によっているためとされています。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 土門 駿介 (shunsuke.domon@amt-law.com)
弁護士 佐藤 誠高 (masataka.sato@amt-law.com)
弁護士 佐藤 龍 (ryu.sato@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com